

Q & A



Q 4月12日に軽自動車の名義変更をし、現在所有していませんが5月に納税通知書がきました。納税しないといけないのですか？

A 軽自動車税は4月1日に登録があれば、その年度は課税されます。また月割り課税制度がありませんので、届いた納税通知書で納付してください。なお、4月2日以降の名義変更で新しく所有者になった人は、その年度の納税義務はありません。

Q 現在、使っていない軽自動車（バイク）なのに税金を払うの？

A 軽自動車税は軽自動車（原動機付自転車含む）を所有している、毎年4月1日に登録している人に課税されます。使用不能な場合でも、廃車手続きをしないと軽自動車税は課税され続けます。

Q 就職して勤務先が変わりましたが、自宅に納税通知書が届きました。新しい勤務先で給与天引きされないのですか？

A 事業所からの連絡により徴収方法を変更します。納税通知書をお持ちの上、事業所の給与担当にご相談ください。



Q 納税したのに督促状が届いています。なぜですか？

A 市税を納付していただいたことが市役所で確認できるまでには、事務処理のため1週間から10日程度かかります。督促状は納期限後20日以内に送付しなければならず、納期限後に納税された場合は、確認がとれず行き違いで督促状が送付されることがありますのでご了承ください。なお、納期限内に納付した場合は督促状が送付されることはありません。

Q 延滞金はすぐにかかるの？

A 納期限の翌日からかかります。納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間は、年4.6%、1ヶ月を経過した日からは年14.6%の率による延滞金が加算されます。なお、延滞金は滞納した本税額に対して加算されます。



Q 子供が病気で手術をしたため、医療費がかさみ納期限までに市税を納めることができません。子供が退院するまで待ってもらえませんか？

A 税金は定められた納期限内に納付しなければなりません。しかし、納税者本人や親族の病気などにより、多額の出費があった場合など、特別な事情があるときには1年以内の期間に限り、納付する期間を延ばしたり、分割して納付することができます。納税課では個々の実情にあった納税相談に応じていますので、窓口までお越しください。

今月は固定資産税4期分の納期となっております!!
納め忘れがないよう、今一度ご確認ください。



納税課

☎073-1099